

韓国カルチャー×スイーツで楽しむ

K-POP & Sweets Night

今回は、K-POPや韓国のアイドルを好きな人が集まり、スイーツを食べながら交流する恋活イベントを行います。共通の趣味を持つ人と語り合い、新しい出会いを探してみませんか。



日時／9月29日(金) 午後6時30分～9時

定員／16人(男性8人、女性8人)

場所／市内 ※参加が決定した人にお知らせします。

対象／20～29歳の独身の人

※男性は会員に限る。

※応募者多数の場合は抽選。

費用／無料

申込期限／9月19日(火)

申し込み方法／ホームページから申し込んでください。



最少催行人数／10人(男性5人、女性5人)

申し込み・問い合わせ先

旭市出合いコンシェルジュ事務局(市民生活課市民生活支援班内)

☎ 62-5396

ホームページ: <https://www.asahishi-dc.com/>

年金生活者支援給付金制度 所得が低い年金生活者を 支援します

公的年金やそのほかの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に給付金を上乗せして支給する制度です。通知が届いたら手続きをしましょう。

老齢基礎年金を受給している人

対象／次の全ての要件に該当する人

- 65歳以上
- 前年の年金収入額とそのほかの所得額との合計が、約88万円以下
- 世帯全員が住民税非課税

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

対象／前年の所得額が、約472万円以下の人

〈共通事項〉

- 新たに年金生活者支援給付金の受給対象になる人には、日本年金機構から通知が届きます。同封の年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入して、郵送してください。
- 初めて年金を受給する人は、年金の請求と併せて、給付金の請求手続きができます。佐原年金事務所か保険年金課で手続きしてください。
- 令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分にさかのぼって給付金を受け取ることができます。

問い合わせ先

給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)

保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)

子育て世帯を応援 旭市就学前児童応援 臨時給付金

食費などの物価高騰の影響を受けている、小学校就学前の児童を養育する世帯を対象に、給付金が支給されます。



支給額／対象児童1人につき3万円

対象児童／基準日の令和5年8月31日時点で、旭市に住民登録がある小学校就学前の児童(平成29年4月2日から令和5年8月31日の間に生まれた人)

支給対象者／対象児童と同一生計にあり、次のいずれかに該当する人

- ①市から令和5年9月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している人
- ②①に該当しない、申請時に旭市に住民登録がある人で、対象児童と同一世帯に属し、対象児童を監護している父母もしくは養育者

申し込み方法／①に該当する人は申請不要です。②の人は、市から届く申請書に必要事項を記入して、11月10日(金)までに提出してください。 ※必着。

申し込み・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援班(☎62-8012)